

平成 25 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 秋 山 司
(J A S D A Q ・ コ ー ド 6 6 3 4)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 代 表 取 締 役 副 社 長 兼 経 営 企 画 部 部 長 石 原 直 樹
電 話 0 3 - 5 7 6 6 - 9 8 7 0

訴訟の判決(勝訴の確定)に関するお知らせ

平成25年8月12日付「訴訟の判決(勝訴)に関するお知らせ」でお知らせいたしました、当社の全面勝訴の判決について、控訴期限までに、控訴手続きがなされなかったことから、当該判決が確定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本件訴訟は、平成 21 年 9 月 25 日付で当社と原告 創路株式会社との間で無線通信機器に関する売買契約を締結し、平成 21 年 9 月 30 日に同商品を売却いたしました。平成 23 年 12 月 12 日付で、原告より当社に対し、当該売買契約に基づく商品購入は、本商品の市場価格とかけ離し暴利行為であるため公序良俗違反にあたり無効として、当該売買価格から原告による既売却額を控除した金額 1 億 2,483 万 2,400 円の返還を求める訴えを東京地方裁判所に提起したものです。

当社を被告とする本訴訟に関して、平成 25 年 8 月 12 日に東京地方裁判所より、

(1) 原告の請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

との当社全面勝訴とする内容の判決が言い渡されておりましたが、今般、双方当事者への同判決の送達があった日の翌日から起算して 14 日以内に控訴がなかったことから、同判決が確定することとなりました。

2. 今後の見通し

上記のとおり、今回、当社の全面勝訴判決が確定いたしましたので、今般の判決が当社の業績に与える影響はございません。

以 上